

○ 令和6年度からの障害者雇用調整金や報奨金の支給調整の方法について、以下のとおりとする。

※ 令和6年度の実績に基づく令和7年度の支給から反映

### 1. 障害者雇用調整金の支給調整について

- 調整金について、支給対象人数が**10人**を超える場合には、当該超過人数分への支給額を**23,000円**（本来の額から6,000円を調整）とする。

### 2. 報奨金の支給調整について

- 報奨金について、支給対象人数が**35人**を超える場合には、当該超過人数分への支給額を**16,000円**（本来の額から5,000円を調整）とする。

#### ■ 設定の考え方について

障害者雇用納付金財政の安定的な運営を前提として、障害者雇用の質の向上に重点をおいて障害者雇用を推進していくため、一般に障害者の雇用に要する費用は雇用者数が増えるほど低減していく傾向にあることなど障害者雇用に要する費用の実態に基づき、一定数を超えて障害者を雇用する部分への支給調整によって生じる財源など納付金財政全体で必要な額を確保し、助成金の充実を図り、事業主支援を強化する。

#### ■ 分科会の意見書のとりまとめ時（令和4年6月17日）からの状況の変化等について

- ・ 必要な助成金の拡充を行い、事業主への支援を強化していくという考え方に変更はないが、直近の障害者雇用やそれに要する費用の実態、納付金財政の状況のほか、雇用率の引上げ等も加味した財政状況の見込み、事業主の指摘等を精査し、改めて調整金等の調整額を設定したものの。
- ・ なお、報奨金については、一定の数以上を雇用している場合に支給しないという取扱いについて、事業運営上極めて厳しいという指摘や、一定の数以上雇用することに関する否定的な情報発信につながる可能性があるとの指摘があったことも踏まえ、調整金と概ね同様の調整割合としたもの。